

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- … (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …
- 都道の区域変更…………… (建設局道路管理部路政課) …
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……………
- 警察署協議会委員の委嘱……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 (二一八件)…………… (産業労働局商工部地域産業振興課) …

告示

●東京都告示第百二十号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和元年五月二十二日	小金井市貫井南町四丁目四百八十七番二の一部	延長 二二・五七 幅員 四・〇〇

●東京都告示第百二十一号
道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

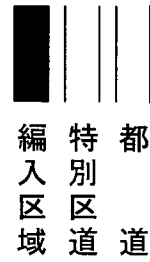
令和元年六月十二日

東京都知事 小池百合子

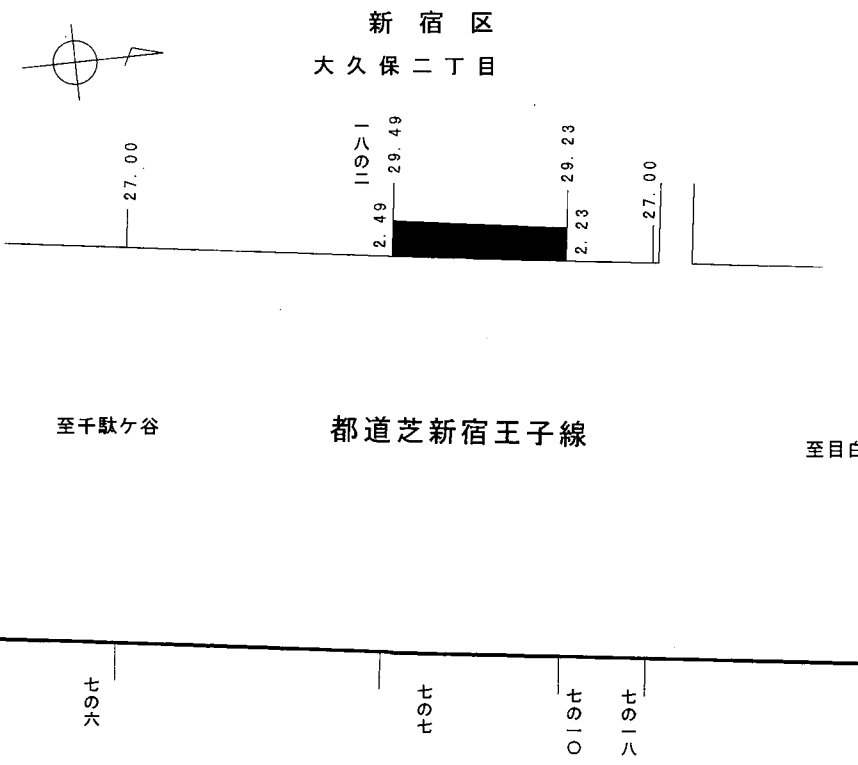
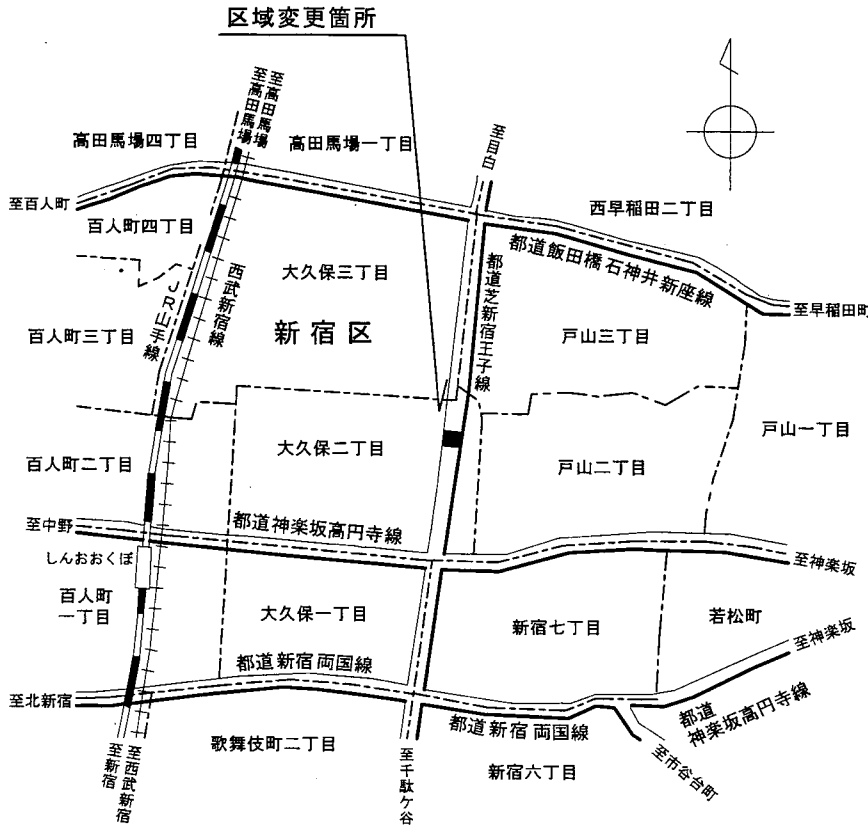
- 一 路線名 芝新宿王子
- 二 変更の区間 新宿区大久保二丁目十八番二地先
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道芝新宿王子線区域変更略図
新宿区大久保二丁目地内



延長 一二・七七メートル
面積 三〇・一九平方メートル



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第49号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第2号の規定に該当するに至ったので、令和元年5月17日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和元年6月12日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに法人名称

台東区西浅草三丁目1番11号 YS-IIビル4階

「クラブ グランボール」 株式会社ホットスタツフ

2 処分事由

人的欠格事由

3 その他

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告とする

して（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

●東京都公安委員会告示第50号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、令和元年6月1日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和元年6月12日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

警察署協議会名	氏名	氏名	警察署協議会名	氏名	氏名	
警視庁池袋警察署	好之人 藤原 本澤田 藤山 西岡 岸 菱山 谷宮 佐大 神谷 滋 加白三 梅 藤坪 永口 谷 藤鳥 矢田	満江 美江 奈美 文 普美 健尚 文 章 一 子 枝 一 子 裕 一 子 美奈 明正 浩光 暢久 美子 惠次 正明 上史 子 博 三栗 高 藤井 島田 鳥白 長川 浦林 橋井 島田 久 則 田 藤 部 川 木 和 雅 佐 富 馬 給 則 警視庁南千住警察署	警視庁池袋警察署	廣 男子 理 一 由 友 志 浩 邦 久 野 藤 子 木 守 彈 橋 藤 部 海 湖 原 井 川 谷 阿 藤 佐 藤 子 紀 通 道 子 子 誠 清 登 一 利 博 五 泉 也 弘	警視庁池袋警察署	子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓
警視庁池袋警察署	好之人 藤原 本澤田 藤山 西岡 岸 菱山 谷宮 佐大 神谷 滋 加白三 梅 藤坪 永口 谷 藤鳥 矢田	満江 美江 奈美 文 普美 健尚 文 章 一 子 枝 一 子 裕 一 子 美奈 明正 浩光 暢久 美子 惠次 正明 上史 子 博 三栗 高 藤井 島田 鳥白 長川 浦林 橋井 島田 久 則 田 藤 部 川 木 和 雅 佐 富 馬 給 則 警視庁南千住警察署	警視庁池袋警察署	廣 男子 理 一 由 友 志 浩 邦 久 野 藤 子 木 守 彈 橋 藤 部 海 湖 原 井 川 谷 阿 藤 佐 藤 子 紀 通 道 子 子 誠 清 登 一 利 博 五 泉 也 弘	子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓	

警察署協議会名	氏名	氏名	警察署協議会名	氏名	氏名
警視庁竹の塚警察署	満江 美江 奈美 文 普美 健尚 文 章 一 子 枝 一 子 裕 一 子 美奈 明正 浩光 暢久 美子 惠次 正明 上史 子 博 三栗 高 藤井 島田 鳥白 長川 浦林 橋井 島田 久 則 田 藤 部 川 木 和 雅 佐 富 馬 給 則 警視庁南千住警察署	伊藤 藤田 小 市 佐 山 小 八 岡 足 大 志 高 伊 藤 山 山 星 藤 木 澤 藤 形 城 進 岩 大 中 野 伊 藤 藤 田 川 野 田 林 山 瀬 島 井 塚 澤 林 村 木 林 間 松 嶋 横 中 野 平 風 一 小	警視庁竹の塚警察署	子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓	子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓
警視庁竹の塚警察署	満江 美江 奈美 文 普美 健尚 文 章 一 子 枝 一 子 裕 一 子 美奈 明正 浩光 暢久 美子 惠次 正明 上史 子 博 三栗 高 藤井 島田 鳥白 長川 浦林 橋井 島田 久 則 田 藤 部 川 木 和 雅 佐 富 馬 給 則 警視庁南千住警察署	伊藤 藤田 小 市 佐 山 小 八 岡 足 大 志 高 伊 藤 山 山 星 藤 木 澤 藤 形 城 進 岩 大 中 野 伊 藤 藤 田 川 野 田 林 山 瀬 島 井 塚 澤 林 村 木 林 間 松 嶋 横 中 野 平 風 一 小	警視庁竹の塚警察署	子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓	子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓 子 聖 行 夫 眞 進 子 織 拓

<p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 八王子市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和元年五月二十三日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和元年六月十二日から同年七月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和元年六月十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 (仮称) フレスポひばりが丘</p> <p>二 店舗所在地 西東京市谷戸町二丁目三千二十番四十六ほか</p> <p>三 設置者名 大和リース株式会社</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 西東京市在住</p> <p>イ 概要 来退店する車が周辺の住宅地を通過しないよう実効性のある対策を講じることを。</p>	<p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 八王子市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和元年五月二十三日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和元年六月十二日から同年七月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和元年六月十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 (仮称) フレスポひばりが丘</p> <p>二 店舗所在地 西東京市谷戸町二丁目三千二十番四十六ほか</p> <p>三 設置者名 大和リース株式会社</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 西東京市在住</p> <p>イ 概要 来退店する車が周辺の住宅地を通過しないよう実効性のある対策を講じることを。</p>	<p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 八王子市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和元年五月二十三日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和元年六月十二日から同年七月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和元年六月十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 (仮称) フレスポひばりが丘</p> <p>二 店舗所在地 西東京市谷戸町二丁目三千二十番四十六ほか</p> <p>三 設置者名 大和リース株式会社</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 西東京市在住</p> <p>イ 概要 来退店する車が周辺の住宅地を通過しないよう実効性のある対策を講じることを。</p>
	<p>ウ 収受日 令和元年五月二十八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和元年六月十二日から同年七月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

